

佐賀県告示第 61 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 8 年 3 月 14 日に失効する。

令和 8 年 3 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 (8 R) -N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1SB-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン（通称名：3Cl-PCP、3-Chloro-PCP）及びその塩類
- (3) 化学名 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名：2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP）及びその塩類
- (4) 化学名 プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート（通称名：Isopropoxate）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。